

変更内容	申請書	添付書類
氏名	特定医療受給者証等 記載事項変更届	住民票、運転免許証の写し、マイナンバーカード(表)の写し等のうちいずれか一通 (その他、新しい氏名がわかる公的機関が交付した証明書)
住所	特定医療受給者証等 記載事項変更届	住民票、運転免許証の写し、マイナンバーカード(表)の写し等のうちいずれか一通 (その他、新しい住所がわかる公的機関が交付した証明書)
電話番号 送付先	特定医療受給者証等 記載事項変更届	不要(この届出の場合、受給者証は新たに交付しません。)
医療保険	特定医療費支給認定 申請書(変更)  (自己負担上限額の変 更を伴わない場合) 特定医療受給者証等 記載事項変更届	(別紙「保険変更申請時の添付書類」を参照)
支給認定世帯員 ※患者と同じ医療保険に加入している者	特定医療費支給認定 申請書(変更)	新規申請に準じ、世帯全員分の住民票・医療保険の加入状況を確認出来る書類の写し・(非)課税証明書
自己負担上限額 (市町村民税所得割の変更 等による)	特定医療費支給認定 申請書(変更)	(別紙「保険変更申請時の添付書類」を参照)
疾病の追加	特定医療費支給認定 申請書(変更)	追加を希望する指定難病の臨床調査個人票(指定医が記載する必要があります。)
高額かつ長期 ※現在の階層区分が一般Ⅰ 以上(自己負担上限額が 10,000円以上)の方が対象	特定医療費支給認定 申請書(変更)	支給認定後、申請日以前の12ヶ月以内で、指定難病にかかる医療費総額(10割分)が50,001円以上の月6ヶ月分の医療費を証明する書類 ・自己負担上限額管理票のコピー ・(管理票が提出できない場合)医療費申告書+領収書の写し
人工呼吸器等装着者	特定医療費支給認定 申請書(変更)	認定を受けている指定難病の臨床調査個人票で「 <input checked="" type="checkbox"/> 人工呼吸器に関する事項(使用者のみ記入)欄」が記載されているもの。 ※指定医が記載する必要があります。 ※離脱の見込みが「なし」、施行状況が「一日中施行」である必要があります。

【留意点】

- ・一度の変更申請で複数の変更が生じた場合は、内容に応じて取扱いが異なる場合があります。事前に保健所へお問い合わせください。
- ・住民票、(非)課税証明書、臨床調査個人票については、保健所で申請する時点で3ヶ月以内に取得または作成されたものが有効です。
- ・(非)課税証明書については、最新年度分が必要です。ただし、5月~7月にかけては申請する時点によって必要な年度分が異なります。事前に保健所へお問い合わせください。
- ・その他の変更事項やご不明な点については、保健所へお問い合わせください。

別紙 保険変更申請時の添付書類

変更後の保険等			住民票	課税証明書等	医療保険の加入状況を確認出来る書類の写し(※2)	同意書
被用者保険 (※1)	被保険者が 課税	被保険者の変更あり	不要	被保険者分	【患者が被保険者】 → 患者分  【患者が被扶養者】 → 被保険者と患者分 ※患者の医療保険の加入状況を確認出来る書類の写して被保険者氏名が確認できれば、被保険者分を省略可能	不要
		被保険者の変更なし 記号番号のみの変更				
	被保険者が 非課税	被保険者の変更あり		【患者が被保険者】・・・「患者分」+「患者又は保護者のその他の収入を確認する書類(該当者のみ)」		
		被保険者の変更なし 記号番号のみの変更		【患者が被扶養者】・・・「被保険者と患者分」+「患者又は保護者のその他の収入を確認する書類(該当者のみ)」		
国保			世帯全員分	患者と同じ医療保険上の世帯全員分 ※市町村民税が非課税の場合、患者又は保護者のその他の収入を確認する書類	患者と同じ医療保険上の世帯全員分	要
後期高齢			世帯全員分	患者と同じ医療保険上の世帯全員分 ※市町村民税が非課税の場合、患者又は保護者のその他の収入を確認する書類	患者と同じ医療保険上の世帯全員分	不要
国保組合			世帯全員分	患者と同じ医療保険上の世帯全員分 ※市町村民税が非課税の場合、患者又は保護者のその他の収入を確認する書類	患者と同じ医療保険上の世帯全員分	要
生活保護			不要	生活保護受給証明書 (福祉事務所等で作成)  ※医療保険に加入している場合は、被保険者分の(非)課税証明書が必要	原則不要  ※医療保険に加入している場合は必要	不要

※1 生活保護から被用者保険に変更される方は、生活保護の受給終了日が分かる書類(福祉事務所等で作成)も添付して下さい。

※2 いずれかのコピー。「健康保険証(R7.12.1まで)」「資格確認書」「資格情報のお知らせ」「マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」」

【留意点】

- ・一度の変更申請で複数の変更が生じた場合は、内容に応じて取扱いが異なる場合があります。事前に保健所へお問い合わせください。
- ・住民票、(非)課税証明書、臨床調査個人票については、保健所で申請する時点で3ヶ月以内に作成されたものが有効です。
- ・(非)課税証明書については、最新年度分が必要です。ただし、5月～7月にかけては申請する時点によって必要な年度分が異なります。事前に保健所へお問い合わせください。
- ・その他の変更事項やご不明な点については、保健所へお問い合わせください。